（不透水性土壌層の要件）

第二条　規則第二十六条第二項第二号ホ⑵の規定により設ける不透水性土壌層は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。

一　厚さがおおむね三十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下であるベントナイトその他の材料の層であること。

二　厚さがおおむね三センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一ナノメートル以下である水密性のアスファルト・コンクリートの層であること。

三　前二号の層と同等以上の遮水の効力を有する層であること。

附　則

1　ゲルマニウム半導体検出器

2　NaI（Tl）シンチレーションスペクトロメータ

○関東地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

関東地方整備局長　下保　修

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百九十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市田尻五丁目七八一番一から同市田尻五丁目七七四番一地先まで	前	八三・二一～八七・八〇メートル
	後	七六・一四～八三・二一　〇〇・〇二一二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○中部地方整備局告示第五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三⑴　評価員の氏名の変更

変更前	森　純一
変更後	―

⑵　変更年月日

平成二十三年十二月十五日

○中部地方整備局告示第六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人愛知県建築住宅センター

三⑴　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	河合　利政、林　宏秩、鈴木　内藤　孝行、鈴木　美保、山田　健治、榊原　彰和、壁谷　善吉　理恵、天野　洋一、田中　宗雄、

⑵　変更年月日

平成二十四年一月一日

○中部地方整備局告示第七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

中部地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人三重県建設技術センター

三⑴　役員の氏名の変更

変更前	草川　喜雄、田邉　幸夫
変更後	前田　芳久、宮田　重和

⑵　変更年月日

平成二十四年一月一日

○近畿地方整備局告示第三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関の名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人福井県建築住宅センター

三⑴　登録住宅性能評価機関の名称の変更

変更前	財団法人福井県建築住宅センター
変更後	一般財団法人福井県建築住宅センター

⑵　変更年月日

平成二十三年十一月二十二日

四⑴　代表者の氏名の変更

変更前	川上　英男
変更後	五十嵐穣治

⑵　変更年月日

平成二十三年十一月二十二日